

概要書

令和 3年度		再評価			
事業名（箇所名）	鶴岡第2地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 東北地方整備局
		担当課長名	佐藤 由美		
実施箇所	山形県鶴岡市馬場町2-22, 23, 24				
該当基準	事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 3,915 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 3階 ・規模: 3,594 m ²				
事業期間	事業採択	平成 29 年度	完了	令和 4 年度	事業進捗確認 令和 2 年度
総事業費（億円）	16				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、経年による老朽、狭あい等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、合同庁舎は鶴岡市シビックコア地区整備計画において主要な施設に位置付けられており、地域連携の促進、まちづくりへの寄与とともに、集約化による国有財産の有効活用の観点から、早急に庁舎を整備するものである。 また、庁舎整備に当たっては、鶴岡市の防災資機材庫との合築整備を要望されている。 必要性の評点 109点				
社会経済情勢等の変化	当該事業を巡る社会経済情勢等に大きな変化は無い。				
事業の合理性	<評点>100点	【代替案との経済比較】 C'-C:3.6 C(事業案の総費用LCC(億円)):25.0 C'(代替案の総費用LCC(億円)):28.6			
事業の効果	【基本機能(B1)】 <評点>110点 主な根拠 施設へのアクセス良好		【施策に基づく付加機能(B2)】 地域性、環境保全性、木材利用促進、ユニバーサルデザイン、防災性の効果が期待できる。		
事業の進捗状況	本体外工事中		事業の進捗の見込み	令和4年度完成予定	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針 理由	事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、現計画により本事業を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 鶴岡第2地方合同庁舎

事業場所： 山形県鶴岡市馬場町2-22, 23, 24

概要図
(位置図)

